

ふじみ野市立ゆめぼると条例新旧対照表

改正案				現行																											
<p>(使用料の免除)</p> <p><u>第10条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたときは、前条に規定する使用料を免除することができる。</u></p> <p>第11条～第15条 (略)</p> <p>別表(第9条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>午前9時～正午</td> <td>午後1時～午後5時</td> <td>午後6時～午後9時30分</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。</u></p> <p>2～5 (略)</p>				利用区分	午前	午後	夜間		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第10条～第14条 (略)</p> <p>別表(第9条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>午前9時～正午</td> <td>午後1時～午後5時</td> <td>午後6時～午後9時30分</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>複数の利用区分にわたって利用する場合の各利用区分の中間時間の使用料は、徴収しない。</u></p> <p>2～5 (略)</p>				利用区分	午前	午後	夜間		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	(略)	(略)	(略)	(略)
利用区分	午前	午後	夜間																												
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分																												
(略)	(略)	(略)	(略)																												
利用区分	午前	午後	夜間																												
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分																												
(略)	(略)	(略)	(略)																												